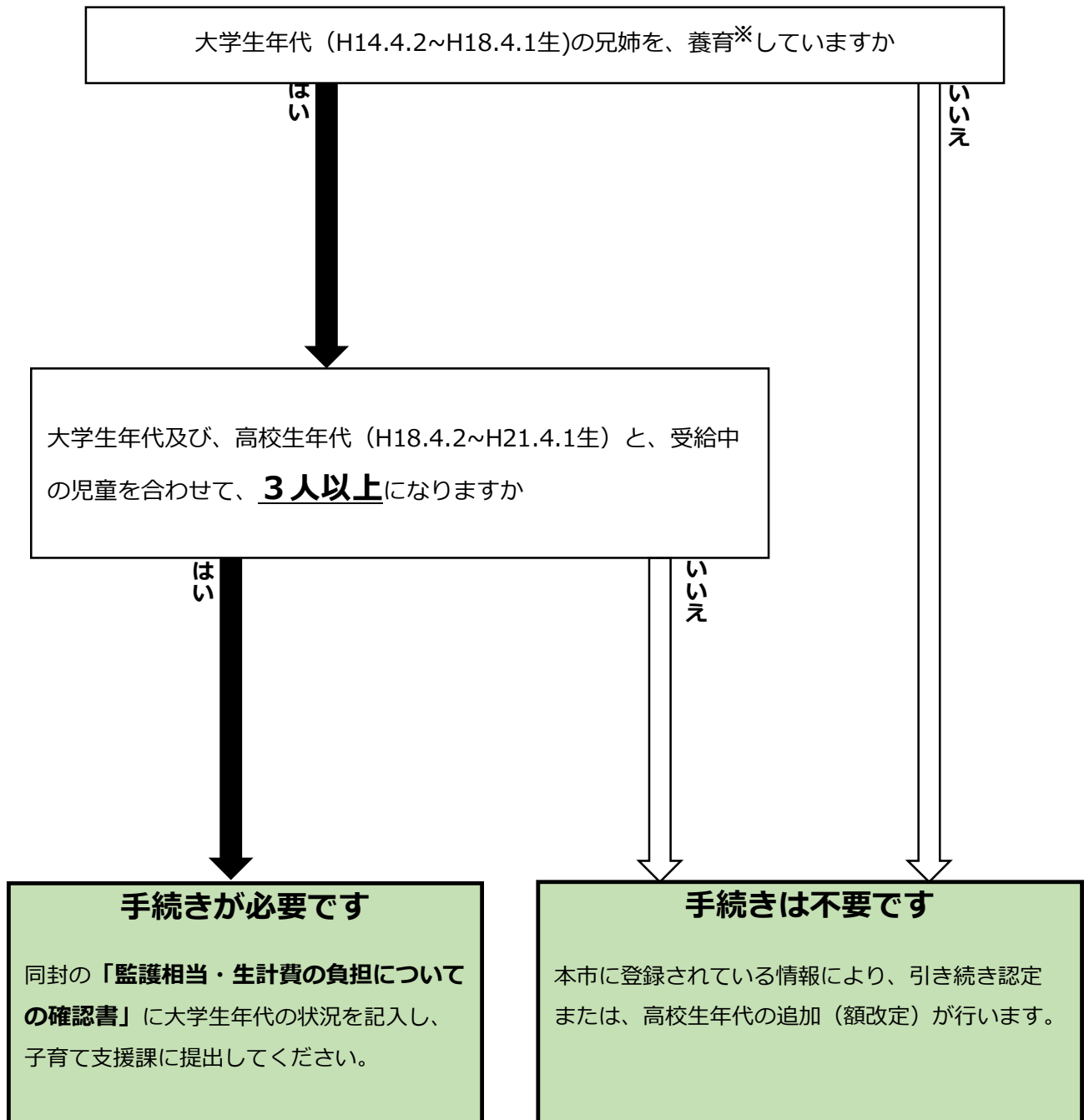


## 児童手当・特例給付を受給している方へ

現在、本市で児童手当・特例給付を受給している方専用のフローチャートです。

ご確認ください、手続きが必要な場合は「**監護相当・生計費負担についての確認書**」をご提出いただきますよう、お願いいたします。



※ 大学生年代の子が就職している場合、養育者が生計費 (食費や光熱水費等) を負担しているとき、養育とみなすことができます。

担当：白石市保健福祉部子育て支援課 総務係  
電話：0224-26-8836